

加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項の規定により、加東市配偶者等暴力対策基本計画（以下「計画」という。）を策定し、及び検証するため、加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定及び検証に関する必要な事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
- (3) 教育関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 市長は、委員が任期途中で欠けたときは、補欠の委員を委嘱する。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長（その職務を代理する副委員長を含む。）が定まっていないときは、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会の運営について

(委員会設置要綱第8条)

加東市配偶者等暴力対策基本計画策定委員会の運営について、下記の通り定める。

記

1 代理出席について

代理出席は認めない。ただし、関係行政職員については、特例扱いとする。

2 委員の交代について

委員のうち、各種団体等からの推薦で委員となっている場合、任期の途中で選出団体等での任期が終了し、役員等でなくなった場合は、委員の変更ができる。

3 議事の表決について

議事の表決が必要な場合は、挙手により行うこととする。

4 委員会の公開について

会議の公開及び非公開は、委員長の意向により決定することとし、委員長が決まっていないときは執行機関（福祉総務課）が決定するが、公正で開かれた会議とするため、原則として公開する。

ただし、公開に際しては次の通り取り扱う。

(1) 会場において、写真撮影、録画、録音はできない。

(2) 傍聴人の定員は、委員会の会場規模に応じて委員長が定める。なお、委員長は、傍聴人が会議の進行を妨げる等の行為をした場合はこれを制止し、命令に従わない場合はこれを退場させることができる。

(3) 非公開とするべき協議事項がある場合、会議で諮り、当該協議事項については傍聴人の退席をお願いする。

5 会議録の作成について

(1) 開催の日時及び場所、出欠席者、議事の要旨等を記録するとともに、会議内容は、音声で録音・保存し、要点筆記とする。なお、委員長が特に必要と認める場合は、詳細な記録をすることができる。

(2) 会議録への委員の署名は、あらかじめ委員長が指名した者が行う。

6 会議録の公開について

会議の内容は、次に掲げる事項を除き、公開する。

(1) 発言した委員等の氏名

(2) その他公開することにより、公正または円滑な議事運営が損なわれると委員長が認める事項

7 その他

この申し合わせのほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 進捗管理票

【取組評価について】

- A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）
 B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）
 C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本目標Ⅰ 相談体制の充実

基本的方向 1. 相談窓口体制の周知・充実

（1）加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実

施策コード	I-1-(1)-①	取組	加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実				担当課	福祉総務課	取組評価	B
取組内容、成果	新型コロナウイルス感染症拡大のため、商業施設で啓発グッズの配布はせず、商業施設や公共施設の窓口に啓発グッズを設置しました。		今後の取組、課題等		引き続き、加東市配偶者暴力相談支援センターの相談窓口を周知するため、啓発グッズを配布します。					
指標		現状値	実績値／目標達成率				目標値	結果の分析		
			R1	R2	R3	R4	R5			
相談窓口の周知回数		1回	1回	1回			5回	周知回数を増やす必要があることから取組評価はBとする。		

（2）相談窓口の周知と充実

施策コード	I-1-(2)-①	取組	「女性のための相談」窓口の周知				担当課	福祉総務課	取組評価	B
取組内容、成果	広報紙やホームページに掲載、加東市内の病院や図書館等公共施設で案内チラシを設置、児童館の掲示板に案内ポスターを貼り相談窓口の周知を図りました。		今後の取組、課題等		広報紙やホームページ等で相談窓口を周知し、「女性のための相談窓口」につなげます。					
指標		現状値	実績値／目標達成率				目標値	結果の分析		
			R1	R2	R3	R4	R5			
「女性のための相談」延件数		24件	45件	17件			29件	新型コロナウイルス流行により緊急事態宣言中の相談を中止したため相談数は減少したと考える。目標値に届かなかったためBとする。		

(3) 相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人の方）に応じた情報提供や相談支援

施策コード	I-1-(3)-①	取組	相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人の方）に応じた情報提供や相談支援				担当課	社会福祉課、高齢介護課、福祉総務課	取組評価	B
取組内容、成果	高齢者虐待を防止するために、CATVでの周知や、介護サービス従事者を対象に研修会を行いました。（高齢介護課） 奉仕員養成講座（基礎）や市独自講座の開催、北播磨意志疎通支援協会主催の手話通訳者養成講座（通訳Ⅱ）、ステップアップ講座などを開催することで、通訳者等の養成を行いました。（社会福祉課） 外国人の相談に対応できるよう、通訳機「POKETALK S」を購入しました。（福祉総務課）		今後の取組、課題等		障害者、高齢者、性的マイノリティ等、相談者に応じた相談支援を関係各課と連携し行います。 権利養護の啓発と同時に高齢者虐待の個別ケースへの支援を継続して行います。（高齢介護課） 引き続き、外国人の相談に対応できるようにします。					
指標		現状値	実績値／目標達成率				目標値	結果の分析		
			R1	R2	R3	R4	R5			
権利擁護研修参加者数（高齢介護課）		139人	114人	14人			150人	新型コロナウイルス感染症の流行により、民生委員や一般市民向けの研修会ができなかった。		
手話通訳者・登録要約筆記者数（社会福祉課）		10人	10人	11人			12人	新規の登録者の確保はできたが、一方で脱退もあり、前年度より1名のみの増加であった。		
外国人相談延件数		1件	1件	0件			5件	常時外国人の相談に対応できる体制を整えられた。		

施策コード	I-1-(3)-②	取組	人権擁護委員等を対象とした研修会の実施			担当課	人権協働課	取組評価	C
取組内容、成果	新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会は実施できなかった。				今後の取組、課題等	人権擁護委員等を対象とした、相談技術や知識の向上のための研修会を実施します。			
指標		現状値	実績値／目標達成率				目標値	結果の分析	
			R1	R2	R3	R4	R5		
人権擁護委員等を対象とした研修会実施回数		0回	0回	0回			1回	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会は実施できなかった。令和3年度は実施を計画している。	

基本的方向 2. 相談員等の資質向上

(1) 相談員等の各種研修への参加

施策コード	I-2-(1)-①	取組	相談員等の資質の向上			担当課	福祉総務課	取組評価	C
取組内容、成果	相談業務担当職員に対して、研修に参加できる機会をつくり、相談員の資質向上を図りました。 新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止となった研修については、書面で研修資料が送付され、新しい情報を取り入れることが出来ました。				今後の取組、課題等	被害者の支援に携わる相談員等に対して、研修に参加できる機会をつくり、相談員等の資質向上を図ります。			
指標		現状値	実績値／目標達成率				目標値	結果の分析	
			R1	R2	R3	R4	R5		
各種研修への参加回数		8回	9回	1回			10回	新型コロナウイルス感染拡大予防のため研修が中止となった。また、急遽、業務の都合上出席できなかった研修もあった。	

(2) 相談員等への被害防止、心理的ケアの実施

施策コード	I-2-(2)-①	取組	相談員等へのメンタルヘルス研修、心の相談の実施				担当課	人事課	取組評価	C
取組内容、成果	○令和3年2月1日、2月4日にストレスチェックの結果、特に高ストレスと感じている職位（課長・副課長・主査）に対し、実施しました。 ○相談業務担当職員 4名のうち、今回は新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みて、職位を上記のとおり絞ったため、参加数は0名ですが、ストレスチェックは実施し、自身のストレス状況の把握は行いました。 ○心の相談業務については、相談回数が例年増加傾向ということもあり、令和2年度から毎月3回～4回実施し、より職員の誰もが気兼ねなく活用できるよう整備しました。				今後の取組、課題等	○他機関が実施するDV研修の情報提供を行うとともに、メンタルヘルス研修を実施します。 ○心の相談の実施により、相談員等の心身の健康保持に努めます。				
指標		現状値	実績値／目標達成率				目標値	結果の分析		
			R1	R2	R3	R4	R5			
対象職員の受講率（人事課）		100%	100%	—			100%	研修の計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みて研修を中止したため評価はCとする。		

第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 進捗管理票

【取組評価について】

- A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）
- B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）
- C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保

基本的方向 1. 緊急時における安全確保

（1）被害者及び同伴家族の安全確保

施策コード	Ⅱ-1-(1)-①	取組	警察や関係機関との連携による一時保護所までの同行支援の実施	担当課	福祉総務課、関係機関（学校・保育所等）	取組評価	
取組内容、成果	警察等と連携し、一時保護所の入所に必要な貴重品や服薬、生活必需品の確保を支援し、一時保護所までの同行を実施しました。		今後の取組、課題等	一時保護に引き継ぐまでの被害者自身と同伴家族の安全を確保するために、警察と連携して、一時保護所までの同行支援を実施します。			

（2）子どもの安全確保

施策コード	Ⅱ-1-(2)-①	取組	関係機関との連携による子どもの安全確保の実施	担当課	福祉総務課、関係機関（学校・保育所等）	取組評価	
取組内容、成果	令和2年度は被害者に同伴児童がいなかったため、一時保護においては、子どもに関する情報を他機関と共有する機会がありませんでした。		今後の取組、課題等	一時保護を行う被害者に同伴児童がいる場合には、子どもやその家庭に関する情報を兵庫県加東こども家庭センターや学校等と共有し、子どもが安心して暮らすことができるよう、継続的な支援を行います。			

(3) 警察や県との連携による一時保護

施策コード	Ⅱ-1-(3)-①	取組	警察や関係機関との連携による一時保護の実施	担当課	福祉総務課	取組評価	
取組内容、成果	警察や関係機関と連携し、一時保護所の入所に必要な貴重品や内服薬、生活必需品の確保を支援し、一時保護所までの同行を支援しました。		今後の取組、課題等	DV被害者等の一時保護が必要となった場合、警察や兵庫県女性家庭センターと連携を図り、一時保護を実施し、被害者等の安全を確保します。			

基本的方向 2. 被害者の情報の保護

(1) 住民基本台帳の閲覧等の制限

施策コード	Ⅱ-1-(2)-①	取組	住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行・マイナンバーによる情報開示の制限	担当課	市民課 福祉総務課	取組評価	
取組内容、成果	「住民基本台帳事務における支援措置」の申出を受ける際には、事務処理マニュアルに基づき、十分な聞き取りや確認の上、処理を行いました。 住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行を制限し、証明書を発行する際は、支援措置責任者のみが発行を行えるようパスワード管理を行いました。 マイナンバーの情報連携に関する処理については、情報のやりとり履歴が不開示となるよう処理を行い、被害者の安全の確保に努めました。 （市民課） 被害者の安全確保の観点から「住民基本台帳における支援措置」について手続き等の情報提供を行いました。（福祉総務課）			今後の取組、課題等	「住民基本台帳事務における支援措置」の申出があった場合に、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行を制限し、安全を確保します。 マイナンバー制度における「不開示措置」の申し出があった場合に、被害者の情報開示を制限し、安全を確保します。		

(2) 関係部局における情報管理の徹底

施策コード	Ⅱ-2-(2)-①	取組	被害者情報の取扱いに関する関係者間での共通認識の形成	担当課	福祉総務課、市民課、学校教育課、税務課、保険医療課、こども教育課、健康課、管理課、関係各課	取組評価	
取組内容、成果	被保険者証、医療費受給者証を送付する際は、支援措置対象者の一覧表をもとに送付（先）を確認する。窓口業務では、申請者の本人確認を行いました。（保険医療課） 給水契約・納付相談等で加害者が来庁されたときに、誤って被害者の住所等の情報を漏洩しないよう取り組みました。 また、市民課からのメールで送られてくる”支援措置申出書”の情報を、課内（水道お客さまセンターを含む）全員に周知するよう取り組みました。 成果としては、料金システムで該当者を検索されたときに、備考欄に注意喚起を促すメッセージが表示されるようになっているため、管理課と水道お客さまセンターの中で情報提供ができ、情報漏洩防止を図ることが出来ました。（管理課） 被害者及び子どもの安全を確保するため、把握した情報を管理するとともに情報の取扱いや対応方法について課内で共有を図りました。（健康課） 課内で情報漏洩のリスクを共有し、危険を回避するため、課内全員にDVネットワーク会議の資料を回覧した。また、税務関係書類交付可否チェック表を作成し、課員全員に回覧して周知しました。（税務課） 住民基本台帳等による周知のあった世帯が手続きに来庁された場合は、他課からの問い合わせに対応した。送付物の郵送先が変更となった場合は、その都度情報を更新し、関係各課へ情報提供を行いました。（福祉総務課）			今後の取組、課題等	被害者及び子どもの安全を確保するため、住民基本台帳等により事務処理を行う関係各課に対して閲覧制限等の制度の周知を図り、情報の適切な共有化と情報管理を徹底します。		

基本的方向 3. 保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援

(1) 保護命令制度に関する情報提供

施策コード	Ⅱ-3-(1)-①	取組	保護命令制度に関する情報提供の実施	担当課	福祉総務課	取組評価	
取組内容、成果	被害者には、保護命令制度についての情報提供や保護命令関係書類の作成の支援を行い、被害者の安全確保に努めました。		今後の取組、課題等	継続して、保護命令制度の説明と保護命令関係書類の作成の支援を行います。			

(2) 裁判所への同行支援

施策コード	Ⅱ-3-(2)-①	取組	保護命令申立時の裁判所への同行支援	担当課	福祉総務課	取組評価	
取組内容、成果	保護命令を申し立てる際は、裁判所や検察庁までの同行支援を実施し、被害者の安全を確保するとともに、被害者の精神的負担を軽減しました。		今後の取組、課題等	継続して、保護命令を裁判所に申し立てる際には、裁判所への同行支援を行います。			

第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 進捗管理票

【取組評価について】

- A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）
- B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）
- C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本目標Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援

基本的方向 1. 被害者の自立に向けた支援

（1）自立に向けた情報の提供

施策コード	Ⅲ-1-(1)-①	取組	自立に向けた情報の提供	担当課	福祉総務課 関係各課	取組評価	
取組内容、成果	被害者の自立に向けて、司法手続きの相談を必要とする場合には法テラス等相談機関の情報を提供しました。		今後の取組、課題等	継続して、被害者の自立に向けて、離婚や親権等の司法手続きに関する情報提供を行います。			

（2）生活再建に向けた支援

施策コード	Ⅲ-1-(2)-①	取組	生活再建に向けた諸手続きの支援と情報提供	担当課	福祉総務課、市民課、 保険医療課、健康課、 関係各課	取組評価	
取組内容、成果	戸籍の届出や住民票の異動届出に対して指導や助言を行い、相談機関についての情報提供を行いました。（市民課） 自立相談支援機関へ相談のなかでDV被害を受けている者からの相談が3件ありました。 相談者に対して、生活再建に向けて生活福祉資金の貸付、住宅確保給付金、食料支援等を行いました。（社会福祉課） 福祉総務課を通じ、他市町と調整することで、住民票を動かさない場合でも健康保険、福祉医療及び国民年金の資格取得・喪失等や、送付先変更を行いました。 各種教室や相談事業、他市町から把握したケースについて、必要時担当課と連携し対応しました。また、各種手続きや郵送時に情報の確認を徹底し実施しました。（健康課） 被害者と被害者と同伴している子どものマイナンバー取得や、児童手当や就学援助申請等必要なサービスを受けることができるよう情報提供を行いました。避難している被害者が特別給付金を受け取ることができるよう支援を行いました。（福祉総務課）		今後の取組、課題等	被害者の状況に応じて必要な行政サービスを受けることができるよう、継続して他市町との連携や同行支援等を行います。 自立相談支援機関の相談員が変更になったため、必要な行政サービス、社会資源につなげられるよう自立相談支援員が行政サービスや社会資源を把握するとともに、庁内外の連携関係構築を図ります。 被害にあった相談者に対し、傾聴し、不安感の解消を図るとともに適切な支援を提案、支援します。（社会福祉課）			

(3) 住宅の確保に向けた支援

施策コード	Ⅲ-1-(3)-①	取組	住宅に関する情報提供	担当課	福祉総務課 都市政策課	取組評価	
取組内容、成果	一時保護施設に入所した被害者に対して、県営住宅や市営住宅、福祉施設や民間賃貸住宅の情報提供を行い、被害者の住居を確保することに努めました。(福祉総務課)		今後の取組、課題等	継続して、保護命令の適用や一時保護施設に入所した被害者に対して、母子生活支援施設等の情報提供を行い、住居の確保に努めます。県営住宅や市営住宅の入居条件等の情報提供を行います。			

(4) 就労に向けた支援

施策コード	Ⅲ-1-(4)-①	取組	ハローワーク等と連携した就労支援の実施	担当課	福祉総務課 商工観光課	取組評価	
取組内容、成果	令和2年度は相談実績がありませんでした。(商工観光課) 就労支援室につながりました。(福祉総務課)		今後の取組、課題等	継続して、ハローワークや市の就労支援室と連携し、被害者の状況に応じて、求人情報の提供や就職活動のアドバイス、就労に関する相談対応等を行います。			

(5) 心理的ケアに関する相談窓口の情報提供

施策コード	Ⅲ-1-(5)-①	取組	心理相談やカウンセリング機関の情報提供の実施	担当課	福祉総務課、健康課	取組評価	
取組内容、成果	乳幼児健診や相談、教室の場で対象となる方について、相談窓口の周知、情報提供を行いました。(健康課、福祉総務課) 窓口等にて、相談窓口の周知、情報提供を行いました。(福祉総務課)		今後の取組、課題等	継続して、DV被害者の心理相談やカウンセリング機関の相談窓口の周知と情報提供を行います。			

基本的方向 2. 被害者の子どもへの支援

(1) 就学や保育に関する支援

施策コード	Ⅲ-2-(1)-①	取組	被害者の子どもの就学等の手続きの支援	担当課	学校教育課、こども教育課、福祉総務課	取組評価	
取組内容、成果			DV対策が必要な転出入事案であることを福祉総務課と教育委員会が確認し、学校長と適切に手続きを行いました。転出入先の教育委員会と共通理解して、情報が外に漏れないよう、十分に配慮しました。（学校教育課） 継続して、保育について避難先の関係機関と連携し、転出先の保育園等の手続きの支援を行いました。（こども教育課） 保育所、認定こども園入所等の入所や就学援助等の手続きについて情報提供を行い、入所や進学について手続きを支援しました。（福祉総務課）	今後の取組、課題等	継続して、就学や保育について避難先の教育委員会等の関係機関と連携し、転校等の手続きの支援を行います。また、必要に応じて同行支援を行います。		

(2) スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施

施策コード	Ⅲ-2-(2)-①	取組	スクールカウンセラーによる心のケアの実施	担当課	学校教育課	取組評価	
取組内容、成果			市内全小中学校で相談対応できるようスクールカウンセラーを5人配置し、1,557件の相談に対応しました。	今後の取組、課題等	継続して、子どもや保護者を対象に、スクールカウンセラーによる教育相談を実施し、支援を行います。		

(3) 関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施

施策コード	Ⅲ-2-(3)-①	取組	要保護児童対策地域協議会との連携による子どもへの支援の実施	担当課	福祉総務課 関係各課	取組評価	
取組内容、成果			要保護児童対策地域協議会の実務者会議に配偶者暴力相談支援センターの相談員が委員として参画し、支援児童の情報共有と支援方針について協議しました。	今後の取組、課題等	継続して、要保護児童対策地域協議会において、関係機関の支援方針等について話し合い、情報共有を図ります。		

施策コード	Ⅲ-2-(3)-②	取組	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問や乳幼児健診の実施等				担当課	健康課	取組評価	B
取組内容、成果	生後4か月までの子をもつ家庭の訪問や、乳幼児健診を実施しました。家庭訪問では令和2年度生まれの児340人のうち328人の家庭に訪問を行いました。 4か月までに訪問が未実施の家庭（出生後早期に転出、長期里帰り、自宅改築中）についても全員の状況把握を行い適切に対応しました。				今後の取組、課題等	乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診等を実施し、面接相談と子どもの成長・発達の確認を行うことで、被害者の状況把握と継続支援を行います。				
指標		現状値	実績値／目標達成率				目標値	結果の分析		
			R1	R2	R3	R4	R5			
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問実施率		家庭訪問実施率：96.9%	家庭訪問実施率：97.0%	家庭訪問実施率：96.5%			家庭訪問実施率：97.0%	家庭訪問実施率は目標に到達していないが、訪問可能な家庭には全戸訪問を実施した。また、未実施の全家庭の状況把握も行った。		

施策コード	Ⅲ-2-(3)-③	取組	子どもの学級担任による相談等の実施				担当課	学校教育課 こども教育課	取組評価	
取組内容、成果	児童生徒の困りごとを尋ねるアンケートを定期的に実施し、内容に対して、学級担任を中心に教育相談を行い、子ども達の心の安定を図ることができた。担任は、困りごとを一人で抱え込まず、ベテラン教員や管理職等と連携して、問題解決できる体制を全学校で整えました。（学校教育課） 子どもの状況を把握し、関係機関との連携により継続的に子どもを見守りました。（こども教育課）				今後の取組、課題等	学級担任等が子どもの状況を把握し、関係機関とも連携しながら継続的に子どもを見守ります。 子どもに対し定期的に教育相談やアンケートを行うことで、子どもが相談しやすい環境をつくれます。				

第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 進捗管理票

【取組評価について】

- A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）
- B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）
- C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本課題Ⅳ DVを許さない意識づくりの推進

基本的方向 1. DV防止に向けた市民・事業所等への啓発

（1）冊子やカードなどの啓発物品の配布

施策コード	IV-1-(1)-①	取組	DV防止啓発のためのカード等の設置				担当課	福祉総務課	取組評価	A
取組内容、成果	DV防止啓発のリーフレットを医療機関や公共施設に設置し、DVについて正しい理解を深めるとともに相談窓口についての周知を図りました。また、市内3中学でのデートDV防止授業でサポートカードを配布しました。		今後の取組、課題等				継続して、DV防止啓発のリーフレットやサポートカードを公共施設に設置します。			
指標		現状値	実績値／目標達成率				目標値	結果の分析		
			R1	R2	R3	R4	R5			
リーフレットやサポートカードの設置箇所数		医療機関・公共施設 36箇所	医療機関・公共施設 39箇所	医療機関・公共施設 39箇所			医療機関・公共施設 38箇所	市民が利用する医療機関、公共施設にリーフレットを目標値以上設置し、相談窓口の周知を図ったためAとする。		

（2）市民向け講演会の開催

施策コード	IV-1-(2)-①	取組	男女共同参画セミナー等の実施				担当課	人権協働課	取組評価	
取組内容、成果	女性のための就労支援セミナーや働き方セミナー、男性料理教室等、計6事業のセミナーを実施し、アンケート可能な事業では内容について92.9%「大変満足・満足」との回答がありました。新型コロナウイルス感染症の影響によって中止したセミナーがあったため、セミナー実施回数は減ってしまいましたが、満足度の高いセミナーを実施することができました。		今後の取組、課題等				講演会等を通じて、人権意識の向上を図るほか、固定的な性別役割分担意識を見直すため、男女共同参画セミナーを実施します。			

(3) 「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～11月25日)の周知

施策コード	IV-1-(3)-①	取組	パープルリボンキャンペーンの実施				担当課	福祉総務課	取組評価	A
取組内容、成果	新型コロナウイルス感染症防止のため、11月の強化推進期間中、市内の商業施設や市役所窓口に特設会場を設置し、啓発グッズを配布しました。				今後の取組、課題等	DVの防止啓発や、相談窓口を周知するため、継続して、パープルリボンキャンペーンを実施し、啓発グッズを配布します。				
指標		現状値	実績値／目標達成率				目標値	結果の分析		
			R1	R2	R3	R4	R5			
パープルリボンキャンペーンの街頭啓発実施回数		1回	1回	1回			1回	新型コロナウイルス感染拡大予防を踏まえた啓発方法で目標回数を到達したためAとする。		

基本的方向 2. 子ども・若者に対するデートDV防止の教育・啓発

(1) デートDV防止教育・啓発の実施

施策コード	IV-2-(1)-①	取組	デートDV防止授業の実施				担当課	福祉総務課 学校教育課	取組評価	
取組内容、成果	市内の中学生を対象にデートDV防止授業を実施し、自分が加害者にも被害者にもならないようデートDVの理解を深めることができました。 (福祉総務課、学校教育課)				今後の取組、課題等	交際相手と互いの人権を尊重する関係を築くため、市内の中学生を対象に、継続して、デートDV防止授業を実施します。				

(2) 発達段階に応じた教育・啓発の実施

施策コード	IV-2-(2)-①	取組	人権感覚の醸成や人の思いを大切にする心を育む授業等の実施			担当課	こども教育課、学校教育課、人権協働課	取組評価	A
取組内容、成果	人権啓発センターのプログラムを使用し、理論編(2回)と実践編(2回)の指導者養成セミナーを実施し延べ数27名の参加があり、日常の保育の中でプログラム(14回)を継続的に実践することで、人権感覚を学び子どもたちの成長やプログラムの効果を職員間で共有できました。(こども教育課)			今後の取組、課題等	人権感覚を育むためのプログラム未就園、未就学の親子を対象に実施し、幼児期からの人権感覚の醸成に努めます。 今後は、これまで指導者養成セミナーを受講した保育士、保育教諭が各施設で、実践者としてプログラムを実施できるよう支援を行います。(こども教育課)				
道徳授業での思いやりや相互理解等の道徳的価値を理解し、自身の生き方について考える学習や、特別活動の仲間と協力して行事等に取り組む体験を通じて、自分も相手も大切にする心を育むことができました。(学校教育課)			道徳学習を中心に、「人との関わり」に関することを学ぶ授業を実施します。(学校教育課)						
福祉総務課による市立中学校(3校)におけるデートDV防止講演会及び街頭啓発活動の実施に加え、青少年センターに協力してハラスメント防止に係る啓発を行いました。(人権協働課)			広報紙やホームページを活用するほか街頭啓発活動を実施するなど、あらゆる世代に対して啓発を行います。(人権協働課)						
指標		現状値	実績値／目標達成率				目標値	結果の分析	
			R1	R2	R3	R4	R5		
人権感覚を育むためのプログラム開催回数		講座開催数：7回	講座開催数：4回	講座開催数：4回			講座開催数：7回	親子セミナーを実施することで、子どもたちが人権感覚を育むきっかけとすることができた。	
道徳授業の実施回数		35時間(各学年)	35時間(各学年)	35時間(各学年)			35時間(各学年)	全学校で道徳科の授業を35時間実施でき、目標を達成した。	
ハラスメント防止等の教育・啓発回数		年4回	年5回	年5回			年7回	令和2年度は、人権協働課の取組としては、街頭啓発活動のみとなった。広報紙や人権啓発情報誌を活用した啓発を行っていく。	

基本的方向 3. DVに関する調査研究

(1) 市民への意識調査の実施

施策コード	IV-3-(1)-①	取組	DVやデートDVに関する市民意識調査の実施				担当課	福祉総務課	取組評価	—
取組内容、成果	次期計画見直し時に市民意識調査を実施します。				今後の取組、課題等	市民意識調査を実施します。				
指標		現状値	実績値／目標達成率				目標値	結果の分析		
			R1	R2	R3	R4	R5			
デートDVの認知度 (言葉や内容も知っている人の割合)		43.3%	—				45%	—		

(2) 災害時のDV等被害者の相談対応マニュアルの検討

施策コード	IV-3-(2)-①	取組	災害時のDV相談者の支援マニュアルの検討				担当課	福祉総務課 防災課	取組評価	
取組内容、成果	災害対応マニュアル等にDV対応についての内容を盛り込む検討を行うために、情報収集を行いました。(防災課)				今後の取組、課題等	災害時には平時に比べ、DV等被害者が生じやすくなるが、被害者への対応が個別的であることから、マニュアル作成に向けて、対応を一般化する必要があります。				
		災害時のDV相談者の支援マニュアルを検討するため、参考資料の情報収集を行いました。(福祉総務課)								

第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 進捗管理票

【取組評価について】

- A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）
- B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）
- C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本目標Ⅴ 支援体制の充実

基本的方向 1. 庁内支援体制の整備

（1）DV被害者支援対応マニュアルの活用

施策コード	V-1-(1)-①	取組	DV被害者支援対応マニュアルの更新	担当課	福祉総務課 関係各課	取組評価	
取組内容、成果	DV被害者マニュアルの更新を行い、DVの正しい認識と被害者への適切な対応ができる環境を整えました。		今後の取組、課題等	DV被害者支援対応マニュアルの更新を毎年行い、被害者が安心して相談できる体制を整えます。			

（2）加東市DV防止ネットワーク会議の開催

施策コード	V-1-(2)-①	取組	加東市DV防止ネットワーク会議の開催	担当課	福祉総務課	取組評価	
取組内容、成果	DV防止ネットワーク会議を開催し、DV被害者への対応について共通認識を持ち、庁内の支援体制を整えました。		今後の取組、課題等	継続して、DV防止ネットワーク会議を開催し、DVへの正しい認識と被害者の安全な避難等の対応について共通認識を持ち、庁内の支援体制を確立します。			

基本的方向 2. 関係機関との支援体制の強化

(1) 警察や県など関係機関との支援体制の強化

施策コード	V-2-(1)-①	取組	警察や県など関係機関との支援体制の強化	担当課	福祉総務課	取組評価	
取組内容、成果	被害者や子どもの安全の確保と生活再建を支援するため、兵庫県女性家庭センターや警察等と連携し、被害者の意思に沿った家庭への支援を実施しました。		今後の取組、課題等	継続して、警察・兵庫県女性家庭センター・兵庫県加東こども家庭センターと連絡や調整を密に行い、被害者の支援体制を強化します。			

(2) 広域的な被害者支援の実施

施策コード	V-2-(2)-①	取組	他市町との連携による被害者支援の実施	担当課	福祉総務課	取組評価	
取組内容、成果	被害者が転出・転入する際は、被害者の安全を確保するため、他市の配偶者暴力相談支援センター等と連携し、支援を実施しました。		今後の取組、課題等	被害者が転出、転入する際は、他市町との広域的な連携により支援します。			

(3) 民間の被害者支援団体との連携

施策コード	V-2-(3)-①	取組	民間の被害者支援団体との連携	担当課	福祉総務課	取組評価	
取組内容、成果	DV被害者と子どもが社会で孤立しないよう、民間の支援団体の情報提供を実施しました。		今後の取組、課題等	民間の被害者支援団体と連携し、DV防止の啓発や被害者の自立を支援します。			

基本的方向 3. 支援を担う人材の育成

(1) 職員に対する教育の実施

施策コード	V-3-(1)-①	取組	市職員を対象としたDV研修の実施	担当課	人事課 福祉総務課	取組評価	
取組内容、成果	令和2年度は実施していませんが、令和3年度に実施を予定しています。（人事課） 新型コロナウイルス感染症予防のため、予定していた職員研修は中止になりました。（福祉総務課）		今後の取組、課題等	DV被害の潜在化防止を目指し、被害の実態や特性の正しい理解と全庁的な意識付けのために、職員を対象としたDV研修の機会を設け、適切な対応を推進します。			

(2) 支援団体の育成

施策コード	V-3-(2)-①	取組	支援団体との連携による、被害者の安全の確保	担当課	福祉総務課	取組評価	
取組内容、成果	DV被害者に対して、支援団体の情報提供等を行いました。		今後の取組、課題等	継続して、支援団体の活動情報等を収集し、必要がある場合に被害者への情報提供等を行います。			

DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する市民意識調査

ご協力をお願い

日頃は、住みよいまちづくりのためにご協力いただき、誠にありがとうございます。

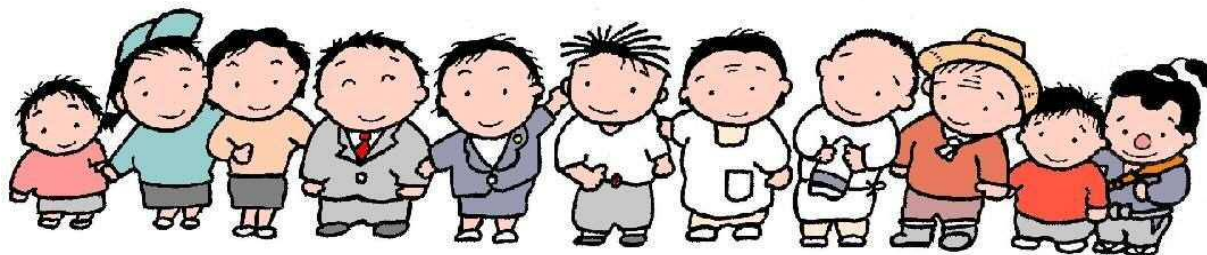
さて、加東市では、女性と男性がお互いの人権を尊重しつつ、対等に責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現とあらゆる暴力の根絶をめざしています。

この調査は、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第3次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定するにあたり、市民のDVに関する実態、意識、意向を把握し、新計画策定の基礎資料とすることを目的とするものです。

ご多用のところ、大変お手数をおかけしますが、この調査の趣旨をご理解いただき、ぜひともご回答いただきますようお願いいたします。

令和3年7月

加 東 市



加東市マスコットキャラクター 「加東伝の助」

■調査のあつかい

1. この調査では、加東市にお住まいの 18 歳以上の方を無作為で 4,000 人選ばせていただき、調査票をお送りしています。
2. 無記名でお答えください。結果は統計的に処理しますので、個人の回答内容が外部にもれたり、ご迷惑をかけることは一切ありません。
3. この調査は、計画策定の目的以外に使用いたしません。

■記入にあたってのお願い

1. あて名のご本人が、お答えください。
2. 回答は、直接、アンケート用紙の選択肢の中からあてはまる番号に○をつけてください。また、「その他」に○をつけられた場合は、() 内に内容などを詳しく記入してください。
3. 記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、●月 ●日（●）までにご返送ください。
4. また、このアンケートについては、右下のQRコードからも回答できます。（●月 ●日（●）まで）

QR コード

【調査に関するお問い合わせ】

この調査に関するご質問については、下記までお願いします。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）に関すること

加東市 健康福祉部 福祉総務課

電話 0795-43-0408（担当：●）

◆最初に、あなた自身についておたずねします。

あてはまる番号に○をつけてください。

1 あなたの性別

- 1 女性 2 男性

2 あなたの年齢

- 1 10歳代 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
5 50歳代 6 60歳代 7 70歳以上

3 あなたの住んでいる地域

- 1 社地域 2 滝野地域 3 東条地域

4 あなたの職業

- 1 勤め人（常勤）
2 勤め人（非常勤・パート・アルバイト・派遣社員など）
3 自営業（事業の経営者・家業の手伝い・内職）
4 その他の仕事 5 学生 6 専業主婦・主夫
7 無職

5 あなたの家族構成

- 1 単身 2 夫婦のみ 3 二世世代家族（親子家庭）
4 三世世代家族（親子孫家庭） 5 その他（ ）

6 あなたは結婚されていますか

- 1 結婚している（事実婚も含む） 2 結婚していたことがある
3 結婚していない

◆DV（ドメスティック・バイオレンス。配偶者等からの暴力）について おたずねします。

※DV＝ドメスティック・バイオレンスとは…配偶者や恋人などのパートナーから、「なぐる、ける、ものを投げつけるなどの**身体的暴力**」や「望まない性行為などの**性的暴力**」、「口汚くののしる、おどす、何を言っても無視するなどの**精神的暴力**」、「生活費を渡さないなどの**経済的暴力**」、「実家や友人との付き合いや本人の行動を監視、制限する**社会的暴力**」を受けることをいいます。

- 1 あなたは、「ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力。以下「DV」という。）」という言葉を知っていますか。次の中から 1つ選んで番号に○をつけてください。

1 知っている

2 知らない

- 2 1で「1 知っている」と答えた方にお聞きします。
あなたは、「ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力。以下「DV」という。）」の内容について理解していますか。次の中から 1つ選んで番号に○をつけてください。

1 理解している（他人に説明できる）

2 分からない

- 3 あなたは、「デートDV（婚姻関係のない恋人などからの暴力）」という言葉を知っていますか。次の中から 1つ選んで番号に○をつけてください。

1 知っている

2 知らない

- 4 3で「1 知っている」と答えた方にお聞きします。
あなたは、「デートDV（婚姻関係のない恋人などからの暴力）」の内容について理解していますか。次の中から 1つ選んで番号に○をつけてください。

1 理解している（他人に説明できる）

2 分からない

- 5 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」という言葉を知っていますか。次の中から 1つ選んで番号に○をつけてください。

1 知っている

2 知らない

（この法律は、配偶者からの暴力に関する相談などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るものです。）

6 5で「1 知っている」と答えた方にお聞きします。

あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の内容について知っていますか。次の中から1つ選んで番号に○をつけてください。

1 知っている

2 知らない

7 次のような行為が配偶者や交際相手の間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。A～Pのそれぞれについて、あなたの考えを次の中から1つずつ選んで番号に○をつけてください。

	暴力にあたると思う。	暴力にあたると思わない。
A 平手で打つ	1	2
B 足でける	1	2
C 身体を傷つける可能性のある物でなぐる	1	2
D なぐるふりをして、おどす	1	2
E 刃物などを突きつけて、おどす	1	2
F 物をける、物を壊して、おどす	1	2
G 嫌がっているのに性的な行為を強要する	1	2
H 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2
I 何を言っても長時間無視し続ける	1	2
J 交友関係や電話を細かく監視する	1	2
K 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」などと言う	1	2
L 大声でどなる	1	2
M 他の異性との会話を許さない	1	2
N 家族や友人との関わりを持たせない	1	2
O 家計に必要な生活費を渡さない	1	2
P 避妊に協力しない	1	2

- 8 あなたはこれまでに、あなたの配偶者や交際相手から次のようなことをされたことがありますか。この調査では、「配偶者」には、事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含みます。次の中から 1 つずつ 選んで番号に○をつけてください。

	何度もあった	1、2度あった	まったくない
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けたこと	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは身の危険を感じる脅迫を受けたこと	1	2	3
C 嫌がっているのに性的な行為を強要されたこと	1	2	3
D 生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されること	1	2	3

【8でA～Dのうち1つでも「何度もあった」「1、2度あった」と回答した方にお聞きします。8でA～Dのすべてが「まったくない」という方は、9ページの16にお進みください。】

- 9 8のような暴力の原因の一つとして、新型コロナウイルス感染症の拡大によるリモートワーク、失業などの影響があったと思いますか。次の中から 1 つ 選んで番号に○をつけてください。

1 思う	2 思わない
------	--------

10

8

- 1 加東市配偶者等暴力相談支援センターに相談した
- 2 兵庫県女性家庭センター、兵庫県男女共同参画センターに相談した
- 3 警察に連絡・相談した
- 4 市役所（福祉総務課、人権協働課、高齢介護課、保健センターなど）に相談した
- 5 民生委員・児童委員に相談した
- 6 法務局・人権擁護委員に相談した
- 7 医療機関（医師・看護師など）に相談した
- 8 友人・知人に相談した
- 9 職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先など）に相談した
- 10 家族や親せきに相談した
- 11 民間の専門家や専門機関（弁護士、カウンセラーなど）に相談した
- 12 その他（ ）
- 13 どこ（だれ）にも相談しなかった

【10で「13 どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した方にお聞きします】

11 相談しなかったのはなぜですか。次の中からあてはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

- 1 相談するほどのことではないと思ったから
- 2 自分にも悪いところがあると思ったから
- 3 自分ががまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 4 相談しても無駄だと思ったから
- 5 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
- 6 世間体が悪いと思ったから
- 7 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- 8 自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから
- 9 別れるつもりがなかったから
- 10 他人を巻き込みたくなかったから
- 11 そのことについて思い出したくなかったから
- 12 他人に知られると、これまで通りの付き合いができなくなると思ったから
- 13 どこ（だれ）に相談したらよいのかわからなかったから
- 14 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受ける
と思ったから
- 15 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 16 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから
- 17 その他（ ）

【配偶者や交際相手から、**8**のA～Dの行為を受けたことがある方すべてにお聞きします。】

- 12** あなたは、相手からそのような行為を最初に受けたとき、どうしましたか。次の中から 1つ選んで番号に○をつけてください。

- 1 相手と別れた
- 2 別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった
- 3 別れたい（別れよう）とは思わなかった

【**12**で「2 別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」と回答した方にお聞きします。】

- 13** あなたが、相手と別れなかった最も大きな理由は何ですか。次の中から 3つ選んで番号に○をつけてください。

- 1 子どもがいるから、子どものことを考えたから
- 2 経済的な不安があったから
- 3 これ以上暴力は繰り返さないと思ったから
- 4 世間体が悪いと思ったから
- 5 相手が別れることに同意しなかったから
- 6 相手の仕返しが怖かったから
- 7 相手には自分が必要だと思ったから
- 8 周囲の人から、別れることに反対されたから
- 9 相手が変わってくれるかもしれないと思ったから
- 10 別れるとさみしいと思ったから
- 11 孤立してしまうと思ったから
- 12 その他（ ）

【子どもがいる方にお聞きします。】

- 14 あなたの子どもが 18 歳になるまでの間に、配偶者から次のようなことをされたことがありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

- 1 身体的虐待（例えば、なぐる、ける、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する、長時間外に放置するなど）
- 2 性的虐待（例えば、子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、児童ポルノの被写体にするなど）
- 3 ネグレクト（例えば、家に閉じ込める、登園・登校させない、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど）
- 4 心理的虐待（例えば、言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう、兄弟姉妹に虐待行為を行うなど）
- 5 わからない
- 6 まったくない
- 7 その他（ ）
- 8 特になし

- 15 あなたの子どもは、あなたが暴力を受けていたことを知っていますか。次の中から1つ選んで番号に○をつけてください。

- 1 暴力を受けていたところを見ていたので知っていた
- 2 暴力を受けていたところを見ていなかったが、物音や声、様子から知っていた
- 3 暴力を受けていたことを知らなかった
- 4 知っていたかどうか分からない

【すべての方にお聞きします。】

- 16 あなたは、配偶者や交際相手との間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。次の中からあてはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

- 1 安心して相談できるような身近な相談窓口を増やす
- 2 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う
- 3 学校や大学において、児童・生徒・学生に暴力を防止するための教育を行う
- 4 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
- 5 加害者への罰則を強化する
- 6 メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
- 7 市民を対象に暴力を防止するための研修会やイベントなどを行う
- 8 暴力を助長するおそれのある情報（雑誌など）を取り締まる
- 9 その他（ ）
- 10 特になし

男女共同参画に関すること、DV（ドメスティック・バイオレンス。配偶者等からの暴力）で何かご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

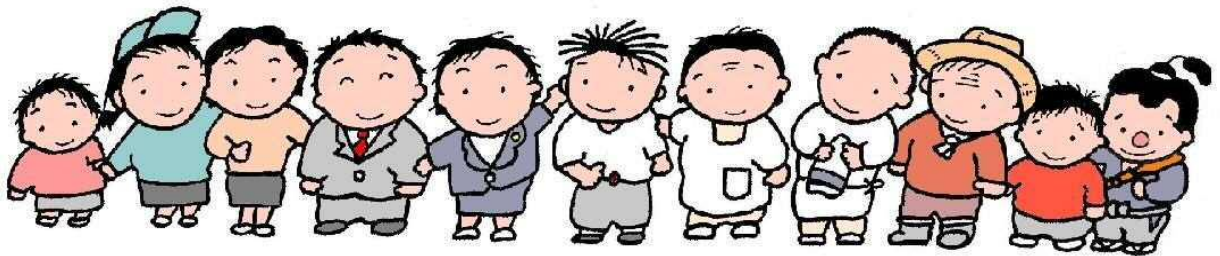
記入もれがないか、もう一度ご確認の上、同封の返信用封筒に入れ、封をして、切手を貼らずに●月●日（●）までに投函してください。



加東市マスコットキャラクター 加東伝の助

高校生のみなさんの ご意見をお聞かせください

男女がお互いにその人権を尊重し、配偶者や交際相手からの暴力の防止対策をすすめていくために、高校生のみなさんへの意識調査を行っています。今後の啓発や教育の推進に役立てていきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。



加東市マスコットキャラクター 「加東伝の助」

■記入にあたってのお願い

1. 回答は、設問ごとの選択肢の中から、あてはまる番号に○をつけてください。また、「その他」に○をつけられた場合は、お手数ですが、() 内に内容を詳しくご記入ください。
2. 無記名でお答えください。結果は、統計的に処理しますので、あなたの回答内容が外部にもれたり、ご迷惑をおかけすることは一切ありません。
3. ご記入いただいた調査票は、一緒に配布させていただいた封筒に入れて学校へ提出してください。

【調査に関するお問い合わせ】

この調査に関するご質問については、下記までお願いします。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）に関すること

加東市 健康福祉部 福祉総務課

電話 0795-43-0408（担当：●）

■調査ご協力のお願い

この調査結果は、統計的に処理し、令和５年度からの「第３次加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画」の策定の参考にします。

お手数をおかけしますが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

※「加東市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画」とは、ＤＶ防止に向けた啓発や教育を進め、ＤＶ被害者の相談から保護、自立まで切れ目のない支援を総合的・体系的に推進することを目的に、策定する計画です。

令和３年７月

加 東 市

◆あなた自身についておたずねします。

あてはまる番号に○をつけてください。

1 あなたの性別

- 1 女性 2 男性 3 その他

2 あなたの出身中学校

- 1 社中学校 2 滝野中学校 3 東条中学校
- 4 兵庫教育大学附属中学校 6 加東市外の中学校

3 あなたの学年

- 1 3年生 2 2年生 3 1年生

◆デートDV（交際相手からの暴力）についておたずねします。

- 1 あなたは、「DV（ドメスティック・バイオレンス。配偶者等からの暴力）」という言葉を知っていますか。次の中から 1つ選んで番号に○をつけてください。

- 1 知っている 2 知らない

- 2 1で「1 知っている」と回答した方におたずねします。

あなたは、「DV（ドメスティック・バイオレンス。配偶者等からの暴力）」の内容について理解していますか。次の中から 1つ選んで番号に○をつけてください。

- 1 理解している（他人に説明できる） 2 分からない

- 3 あなたは、「デートDV（恋人など交際相手からの暴力）」という言葉を知っていますか。次の中から 1つ選んで番号に○をつけてください。

- 1 知っている 2 知らない

- 4 3で「1 知っている」と回答した方におたずねします。

あなたは、「デートDV（恋人など交際相手からの暴力）」の内容について理解していますか。次の中から 1つ選んで番号に○をつけてください。

- 1 理解している（他人に説明できる） 2 分からない

【3で「2 知らない」と答えた方は、6へおすすみください。】

【3で「1 知っている」と答えた方におたずねします。】

- 5 あなたは、「デートDV（恋人など交際相手からの暴力）」という言葉やその内容についてどこで知りましたか。次の中から1つ選んで番号に○をつけてください。

- 1 学校の授業で学習して知っていた
- 2 新聞や本、テレビ、インターネットなどで知っていた
- 3 DV やデート DV のパンフレットを見て知っていた
- 4 その他（ ）

【すべての方におたずねします。】

- 6 あなたは、現在、交際相手がありますか。または、過去に交際相手がありましたか。

- 1 現在、交際相手がいる。または、過去に交際相手がいいた
- 2 現在、交際相手はいないし、過去にも交際相手がいなかった

【6で「2 現在、交際相手はいないし、過去にも交際相手がいなかった」と答えた方は、11へおすすみください。】

【6で「1 現在、交際相手がいる。または、過去に交際相手がいいた」と答えた方におたずねします。】

- 7 交際相手と出会ったきっかけを教えてください。次の中からあてはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

- 1 友人・先輩からの紹介
- 2 学校
- 3 塾・学校外のクラブ活動
- 4 インターネット・携帯サイト
- 5 その他（ ）

- 8 あなたはこれまでに、交際相手から次にあげるようなことをされたことがありますか。次の中から1つずつ選んで番号に○をつけてください。

	ある (あった)	ない (なかった)
あなたが用事で会えなかったとき、自分を優先しないと怒ること	1	2
頻繁に電話をしてきたり、どこで誰と会っているかをしつこく聞いたりすること	1	2
物でなぐったり、物を投げつけたりすること	1	2
携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックすること、異性の友人の番号やアドレスを消すように言われること	1	2
なぐられたり、けられたりすること	1	2
思い通りにならないと、大声で怒鳴ったり、おどしたりすること	1	2
いやがっているのに無理やり性的な行為をさせられること	1	2
「ぶさいく」「ばか」「くず」など、あなたが傷つく呼び方で呼ばれること	1	2
デート代金を払わない。あなたにお金や物を要求する	1	2

【8で1つでも「1 ある（あった）」と答えた方におたずねします。】

- 9 あなたはこれまでに、交際相手から8のような行為を受けたとき、どうしましたか。あてはまる番号に1つ○をつけてください。

- 1 相手と別れた
- 2 別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった
- 3 別れたい（別れよう）とは思わなかった

【9で「2 別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」と答えた方におたずねします。】

10 あなたが相手と別れなかった最も大きな理由はなんですか。 あてはまる番号に1つ○をつけてください。

- 1 相手が変わってくれるかもしれないと思ったから
- 2 相手が別れることに同意しなかったから
- 3 相手に自分が必要だと思ったから
- 4 相手の仕返しが怖かったから
- 5 世間体が悪いと思ったから
- 6 これ以上は繰り返さないと思ったから
- 7 周囲の人から、別れることに反対されたから
- 8 その他（ ）

【すべての方におたずねします。】

11 次のような行為が交際相手の間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。それぞれについて、あなたの考えを次の中から 1つずつ選んで番号に○をつけてください。

	暴力にあたると思う。	暴力にあたると思わない。
物でなぐったり、物を投げつけたりする	1	2
携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックする	1	2
常に自分の行動を報告するよう命じる	1	2
なぐったり、けったりする	1	2
思い通りにならないと、大声で怒鳴ったり、おどしたりする	1	2
いやがっているのに無理やり性的な行為をする	1	2
「ぶさいく」「ばか」「くず」など、あなたが傷つく呼び方で呼ばれること	1	2
デート代金を払わない。あなたにお金や物を要求する	1	2

- 12 交際相手との間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。あなたの考えにあてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1 安心して相談できるような身近な相談窓口の周知を図る
- 2 家庭で暴力の防止について話し合う機会をつくる
- 3 学校で暴力を防止するための教育を充実する
- 4 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
- 5 暴力を振るったことのある者に対する罰則を強化する
- 6 メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
- 7 市民を対象に暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う
- 8 暴力を助長するおそれのある情報（雑誌など）を取り締まる
- 9 その他（ ）
- 10 特になし

◆デートDV（交際相手からの暴力）などについてご自由にお書きください

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。



「加東市マスコットキャラクター 加東伝の助」

第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表

【取組評価について】 A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）
 B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）
 C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本課題Ⅰ 相談体制の充実

基本課題	取組評価	総括		今後の取組、課題等
		取組内容	成果	
Ⅰ 相談体制の充実	B	・商業施設や公共施設の窓口に啓発グッズを設置でのキャンペーン活動（パープルリボンキャンペーン）、広報紙や市ホームページによりDV相談窓口の周知をした。	・パープルリボンキャンペーンを実施し、啓発グッズを設置し、市民に広くDV相談窓口を周知することができた。（R2実績 3,000個配布）	・DVは人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げであるため、講演会や研修を通して、DVに対する理解を深める必要がある。また、相談窓口の周知も継続して実施する。
		・相談者の特性に応じた対応ができるよう相談体制の充実を図った。	・障害者、高齢者、外国人等相談者の特性に応じた相談対応を関係機関が連携できた。	・翻訳機を購入し、外国人への対応をスムーズにできるようになった。今後は、相談者の特性に応じた対応、支援を継続して実施する。
		・相談員の資質向上、職員の意識向上を図り、研修を計画した。	・新型コロナウイルス感染症拡大により、計画していた研修が中止となった。	・被害者支援に携わる相談員が、自分のスキルアップのため必要な研修に積極的に参加する。

第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表

【取組評価について】 **A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）**
B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）
C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本課題Ⅱ 被害者の安全確保

基本課題	取組評価	総括		今後の取組、課題等
		取組内容	成果	
Ⅱ 被害者の安全確保	A	・緊急時には警察や関係機関と連携し、被害者と同伴する子どもの身の安全を確保するため、一時保護を実施する。 ・避難している被害者の情報を加害者に知られることがないように住民基本台帳の閲覧制限の周知・情報共有を行う。 ・被害者の安全を確保するため、保護命令制度の情報提供を行う。	・令和2年度は、被害者に同伴児童はいなかった。 ・住民基本台帳の閲覧制限により、被害者の精神的負担を軽減するとともに加害者からの追跡を防ぐことができた。 ・保護命令制度の情報提供をし、被害者の身の安全を確保するための制度を知ってもらうことができた。	・緊急時には、被害者の安全確保を優先し、本人の意思を確認後に一時保護を実施する。 ・加害者からの追跡がある場合を常に想定し、被害者の情報については、取り扱いに注意する。また、関係部署での情報の取り扱いについても注意喚起を継続して実施する。 ・被害者の安全を確保するため、接近禁止命令等の保護命令制度の情報提供を継続して実施する。

第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表

【取組評価について】 **A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）**
B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）
C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本目標Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援

基本課題	取組評価	総括		今後の取組、課題等
		取組内容	成果	
Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援	A	・被害者の自立に向け、住宅確保支援や生活再建支援を行う。	・被害者の状況に応じた、必要な行政サービスを受けることができた。	・被害者の自立に向けて、必要な行政サービスをうけることができるよう、継続して支援していく。
		・子どもが避難先で就学できるよう、教育委員会と連携し、支援を行う。また、子どもに必要な健診や予防接種などは確実にうけることができるよう支援する。	・令和2年度は、対象となる児童生徒がいなかった。	・被害者と子どもの安全確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、関係機関と連携し、支援していく。
		・学校では児童の心が安定するようスクールカウンセラーによる教育相談を実施する。	・令和2年度は、対象となる児童生徒がいなかった。	・スクールカウンセラーによる教育相談を継続実施し、学校において十分に児童生徒の心のケアを行う。

第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表

【取組評価について】 **A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）**
B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）
C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本課題Ⅳ DVを許さない意識づくりの推進

基本課題	取組評価	総括		今後の取組、課題等
		取組内容	成果	
Ⅳ DVを許さない意識づくりの推進	B	・DV防止啓発のリーフレットを医療機関、公共施設に設置し、DVについての正しい理解を普及する。	・市民へDVについての正しい理解を深めるきっかけとすることができた。	・DVについて正しい知識を深めるために、市民が利用する公共施設等に継続して啓発リーフレットを配布する。
		・交際相手と互いの人権を尊重する関係を築くことができるよう、市内の中学生に対してデートDV授業を実施する。	・デートDV授業のアンケート結果では、「交際相手を思いやる気持ちが大切だった。」「交際相手と信頼し合える関係をつくりたい。」という意見が多かったことから、交際相手と互いの人権を尊重する意識づくりにつながった。	・暴力を伴わない人間関係を構築するために、若年層への人権教育は必要であることから、継続してデートDV授業を実施する。
		・災害対応マニュアルにDV対応の内容を盛り込む検討を行うために国、県から情報収集を行う。	・国からの情報収集により避難所での女性への暴力の防止、安全確保など取り組むべき事項が理解できた。	・災害時のDV被害者への対応について、検討していく必要がある。

第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画 評価表

【取組評価について】 **A 成果あり（計画に対して十分な成果が得られた）**
B 一部成果あり（計画に対して十分ではないが、一部において成果が得られた）
C 成果なし（現段階で成果が得られていない）

基本課題Ⅴ 支援体制の充実

基本課題	取組評価	総括		今後の取組、課題等
		取組内容	成果	
Ⅴ 支援体制の充実	B	・庁内支援体制を充実するため、DV防止ネットワーク会議を開催し、DV被害者への対応について、共通認識を持ち、庁内の支援体制を整える。	・DV被害者支援は庁内の連携が必須であることから、DV防止ネットワーク会議を開催することで、DV被害者への対応について共通認識を持つことができた。	・職員は人事異動があるため、DV被害者への対応について共通認識が継続できるよう、DV防止ネットワーク会議を毎年開催する。
		・DV被害者が転入・転出する際は、被害者の安全を確保するために、他市と連携し、支援を実施する。	・他市と連携し、DV被害者の支援を実施したことで、行政サービスを適切に受けることができた。	・他市と連携し、DV被害者の支援を実施する。しかし、本市には民間のDV支援団体がないため情報提供のみとなっている。
		・市職員を対象としたDV研修を実施する。	・新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年度の研修は中止となった。	・定期的に市職員を対象とした研修を実施する。